

批評・紹介

佐藤文俊著

明末農民叛亂の研究

谷口規矩雄

かねてより聞き及んでいた佐藤文俊氏の著書がようやく刊行された。李自成・張獻忠の名を冠して呼ばれる明末農民叛亂は、明清交替を導きだした事件として歴史うつとに有名である。しかしわが國ではその名の割には研究は最近まであまり活潑とはいえなかつたと思ふ。そうした情況の中にあつて、中國學界からの影響や、わが國の十六・七世紀以降の抗租運動の研究等から強い刺激を受けながら、著者は十數年間にわたつて殆んど明末農民叛亂の研究一筋に打込んで來られた數少ない研究者の一人である。この間、六十年・七十年の兩「安保鬪争」があり、それに續く「大學紛争」等々で、著者も含め、われわれ驅け出しの研究者はそれぞれに對應を迫られたものであつた。著者は夜間高校の教師として研究を持續してこられたが、恐らくこうした「事件」が氏の研究生活にも大きな影響を與えたであらうこと想像に難くない。とうりよりはむしろそれらの現實の問題からより鋭い問題意識を觸發され、それを方法化することによつて自分の研究を反省するといった作業が氏の研究を支えていたとも、筆者には思えるのである。本書を通じて窺える歴史事象

に對する氏の鋭い分析は、そうした問題意識を基礎に持つてゐるからに違ひない。氏の長年にわたる研究成果が今日一本に纏められたことは同好の一人として慶賀に堪えない思ふである。ここに編集子より機會を與えられたので、敢えて何がしかの愚考を述べ紹介の責めを塞ぎたいと思ふ。

本書の編別構成は次のようである。

第一章 明末農民叛亂の展開過程

第一節 明末農民叛亂と掌盤子

第二節 袁時中の亂について

第三節 大順地方政權の研究

——「襄京」政權を例として——

第二章 明末農民叛亂期の在地叛亂

第一節 「土賊」李青山の亂

第二節 光山縣・麻城縣奴變考

第三章 明末社會と王府

第一節 明末、潞王府の大地所有をめぐる二、三の問題

第二節 明代の王府民校について

第三節 嘉靖十年代の山東・魯王府の内紛

附篇 明末農民叛亂に關する研究動向

第一節 日本における研究動向

第二節 中國における研究動向

以下各節を追つてその内容を紹介するとともに若干の感想を述べさせていただくこととする。

冒頭、第一章第一節では、明末農民叛亂の内部組織の實體を考へるうえで最も興味ある問題の一つ、掌盤子に關する問題がとりあげられる。この掌盤子を問題にするについて、著者の頭の中には李自成の亂を流寇主義・流動主義の面から批判的に論評した中國學界の見解が存在した。そうした中國側の見解は、かの有名な毛澤東の規定に導かれてのものであったが、著者はそれらの評價を念頭に置きながらもより基本的な作業として、「流賊」と呼ばれる李自成の亂を事實に即して説明するためにこの問題を取りあげたのである。

著者によれば、掌盤子とは「賊首」を意味する語であり、史料中では「管營者」、「流寇首」と同義語として使用されているという。そしてこの語は農民軍中での日常的な呼稱であり、「盤」は盤踞の意で農民軍の駐屯地を、「盤子」は部隊を意味するという。こうした掌盤子を指導者とする叛亂集團は、著者によれば崇禎年間のかなり早い時期に形成されていた。初期の叛亂集團には逃亡兵、失業した驍卒、飢民、流民、饑賊、鍛冶労働者、回民、ラマ僧、下級讀書人等さまざまな階層の者が加入し、有力賊首に率いられて明軍と鬪つたが、なかでも特に有力な王嘉胤・李老柴・神一元等の集團は都市を占領すると、それに固執して「皆守りて去ら」なかつたために明軍の集中攻撃を受けて滅んだ。しかし過天星、闖王、老回等は、速かに次の地域に流動したため長期生存できたという。著者は崇禎年間、相當長期にわたって叛亂鎮定に活躍した張縉彦の言を引いて、叛亂集團の流動性を積極的に評價している。戦力的に優勢な明軍の攻撃に對して、農民叛亂は「個々にあるはいくつかの集團ごとに分れて大流動する事が、生存の方法であることを發見した」（七頁―八頁）ことになるのである。そして「掌盤子とその組

織」は機動戦を中心とする「大流動時代に對應して完成されたといえよう」（八頁）と結論づけられる。著者はこの掌盤子を指導者とする組織が時的に何時頃成立したと具體的には述べていないが、本文から判断すれば叛亂集團が陝西から山西へ移動し始めた時期、即ち崇禎四、五年頃と考えているようである。この點について筆者もかつて掌盤子とその組織について觸れ、こうした組織化は叛亂の最終段階で出現したと書いたことがある。しかしこれは筆者の誤りで、著者の提示された史料等から判断すれば、少くとも掌盤子を中心とする組織は崇禎四、五年頃には成立していたことは確實である。

ついで氏は「掌盤子とその集團の發展」（第一節三）を論じる。ここでは掌盤子に率えられる集團の編成とその指揮系統が具體的に明らかにされている。管隊（二十人の兵の長）―小管隊（百―四百管隊の長）―老管隊（四十―七十の小管隊の長）―掌盤子（二十―三十の老管隊の長）、あるいは小掌家（百人の長）―大掌家（千人の長）―老掌家（萬人の長）といった集團編成、あるいはまた各營に管隊―領哨―大哨頭があり、その營を掌盤子が握るという編成方法の存在が述べられる。從來の研究で掌盤子に觸れた場合、全てがこの掌盤子を中心とする集團編成の方法を論じるだけであったが、著者は孫傳庭の奏疏や『楊文弱先生集』等を材料として更に分析を進め、掌盤子の獨立の條件を明らかにしている。それによると、掌盤子獨立の條件は、最低二、三以上の哨を基礎單位とする營を掌握していることである。そしてこの哨が軍事面だけでなく、全ての行動上の基本單位であり、戰鬥時には哨がそのまま隊編成の基本となるのである。この隊による集團編成は叛亂の當初から存在しており、

李自成が崇禎十年頃まで八隊團將と呼ばれたのは、その隊編成の呼稱を繼承したものとされる。またこうした哨隊による集團編成はもとも明軍や地方の郷兵團に採用されており、その編成方法が叛亂に参加した兵士・郷兵・邊賊等によって持ち込まれ、掌盤子の組織にも應用されたものと推測している。掌盤子の組織には主軸としての騎兵・歩兵の外に、後勤部隊としての打糧隊・打馬草隊・裁縫隊・銀匠隊・諜報隊等多種の部隊が存在したこと、また軍事行動の特徴が迅速性と機動戦にあったことから馬の補給を重要視した點なども具體的に指摘している。

ところで本節で最も興味深いのは掌盤子と一般部卒との關係について指摘した箇所である。著者は掌盤子組織が「家」をもって呼ばれた所から、「掌盤子は家父長に擬せられた」とし、しかも一方部下がその主を呼ぶ場合、「老爺」は使わず、普通には「掌家」、「管隊」を以て呼んだという。そのことから著者は「このような呼稱の一元化は、叛亂前の社會における参加者の身分と階級の差をあいまいにし、掌盤子を長とする家族的構成員というフラットな關係がつくり出された」とする。また掌盤子の死亡等に伴う次期掌盤子の選出方法は部衆の推擧によつたこと、さらに寡婦や遺兒の處遇や、獲得した食料、金帛等は均分されたこと等から「掌盤子とその構成員の紐帯の其調に家という擬制をとりながら、いわゆる農民的な絶對平均主義意識があった」（十二頁）と結論付けている。この掌盤子と一般部衆との關係を擬制的家族としてとらえる見方は、中國のように傳統的に家族主義の強い社會ではさ程無理のないものと思われる。しかしもしそうだとすれば、こうした擬制的家族關係は著者の云うように一義的に「掌盤子を長とする家族的構成員というフラ

ットな關係」を創り出す基本となつたのであろうか。中國社會における家族關係はむしろ家父長的支配關係を生み出す基盤として作用する面も強く持っていたと考えられるので、集團成員の平等性を家族關係のみで説明するのは説得力に缺けるように思われる。むしろこの叛亂組織の場合、雑多な構成員をかかえ、物資、食糧の不足という不利な條件のもとで、強力な明軍と敵對せねばならない時、個々の構成員の能力をフルに發揮させる保證として、捕獲物の均分も含め、構成員の平等が必要であつたのではなからうか。掌盤子組織が叛亂のなかに置かれた具體的状況の面からも組織問題を考える必要があろう。従つて筆者のこのような考え方からすれば、著者が叛亂の大流動時代、「各掌盤子は相互の組織（盤）を尊重し、どの掌盤子ともわけへだてなく、自由に『分・合』をくりかえす慣行が成立していた」（十三頁）とされるこの慣行も、叛亂進展の過程で出来てきたもので、明軍との敵對關係のもとでは、状況の變化により如何様にも變質する慣行のではなかつたらうか。だから著者が、闖王高迎祥が捕殺された後、有力掌盤子の間に闖將李自成本の影響力が大きくなつていた證據としてあげられた史料（十四頁―孫傳庭「報寶邸剿撫捷功疏」）を、筆者はむしろ番山鶴が李自成本の力が己と儕しくなるのを警戒して、集團の統率を斗星に委ねたと讀むのである。即ち掌盤子間には自身の組織（盤）の擴大をはかると同時に、自分達の組織を包括してしまふような決定的な勢力の出現を阻もうとする牽制力が絶えず作用していたものと、筆者は考えるのである。また著者は精強を自負して獨自行動を行おうとした六隊滿天星に李自成が強い制約を加えたこと（十五頁）を指摘しているが、史料（「孫傳庭疏牘」卷二、「報合水捷功疏」）に據る限りでは、やは

りこの場合も滿天星は李自成との間に勢力争いが生じた（「六隊自負精強、惡爲闖將所軋、……」爲に獨自行動をとるに至つたと解釋すべきであらうと思う。現に滿天星はその後も獨自行動をとり續けている。要するに掌盤子間の自由な「分・合」という慣行は、明軍との鬭争という苛酷な状況の下、各掌盤子の作戦行動の過程で成立したものと考えるべきではなからうか。

ではこうした状況の中から掌盤子間の統合、特に李自成の統一の指導権は如何にして成立して行くのであらうか。著者は崇禎十二年から十六年にかけて、叛亂勢力側が明軍に對して明らかに戰力的に優位に立つたという状況の下で、「明朝と郷紳支配の據點である大小の都市占據が現實」となつたこと、各掌盤子が「當該地域の土賊・飢民・山寨・堡寨・一部の士大夫層を、より意識的に吸収し始めた」（十五頁）こと等を背景として、李自成による指揮の一本化と掌盤子の系列化が實現されて行つたことを明らかにしている。この場合一つの最も重要な契機となつたのが數次にわたつた開封城攻防戦であつたという指摘も重要である。しかし筆者は李自成がこうした政治状況の變化に有効に對應し、他の掌盤子を系列化して行つた側面と同時に、李自成自身が他の掌盤子に先んじて、より積極的に政權構想を持つた點を重視したい。崇禎十三年末頃に李自成は李巖（その實在は問題であるが）、牛金星等士大夫の投歸を受け入れ、彼等の建議を政策として打ち出したことは如何なる意味を持つてあろうか。李自成勢力自身の主體的成長と他の掌盤子勢力との關係がここで問題にされていれはなおよかつたと思う。他の有力掌盤子の組織がこの時期、内部的に如何なる状態にあつたかも知後の問題として残るであらう。掌盤子組織の問題は明末農民叛亂の全過程

にからむ基本的問題と考えられるので、敢えて二、三の私見を挾ませていただいた。

次いで第二節に移らう。袁時中の亂に關する研究も、わが國では著者のこの論文が唯一のものである。著者によれば、袁時中は崇禎十三年、河南省開州で「土賊」として蜂起し、その後黄河を南に渡つて「流寇」となり、河南・安徽兩省の交界地帯によりながら、李自成・張獻忠・羅汝才につぐ「中寇」に成長した。この間、明軍に敗れ、一時、李自成と連合した時期もあつたが、また李自成に迫られて勢力を殆んど失つた。しかし崇禎十五年、再度勢力を挽回すると、山東において、侵攻して來た清軍と鬪かい魯王救援の活動を展開した。こうして彼は結局明朝側に投降し、崇禎十六年五月、李自成によつて殺害されてしまふのである。

著者は本節において、乏しい史料をよく蒐集、活用し、叛亂の進展過程と、その各時期の袁の活動の特徴を明らかにしている。袁時中が一土賊として蜂起してより、大規模な「流賊」に發展して行く過程、また彼の集團が一貫して持っていたとされる農民的規律の指摘や意味付けは注目されるべき點である。が、ことに筆者にとつて重要と思われるのは、袁時中集團と李自成集團との性格を對比的に分析し、袁時中集團が明朝側に投降せざるを得なかつた點を明確に指摘したことである。袁時中集團、李自成集團は共通して在地の小農民層の生活、生産を保護するという農民的規律を持っていたが、明朝との鬭争という點から觀れば、崇禎十四年以降、李自成は大都市攻撃に重點を置き、その際「有力郷紳・諸王・勳戚・大商人を主要な鬭争對象とした。袁時中にはこうした意識的戰略目標は見られなかつた。」（三十六頁）またこの時期、「李自成は明朝に代わる

政治權力を對置するのであるが、袁時中は戰闘しつつ流動し、僞降を武器として存続するという枠を抜け出すことができなかった。」(三十七頁)と著者は指摘している。ここに言う「僞降」という語句には筆者は少々ひっかかるが、袁時中集團の弱點を的確に言い當てていると思う。この流動しつつ、投降をくり返す點に所謂「中寇」の本質が最もよく現われているといえようか。こうした弱點を覆い隠し、自身の集團の存続をはかるために袁時中は魯王救援という行動を通して明朝に投降したのである。著者は、この時期、袁時中と李自成の明朝に對應する方法の全く異なっていた點を指摘し、李自成が明朝と郷紳支配への對抗關係を堅持していたのに對し、袁時中は「その軌跡からいえることは……この層(在地中小地主層)および他の直接生産者農民の再生産を破壊する明朝・郷紳支配への對抗關係を持ちえず、清軍侵入下の舊來の王府の危機||民族の危機という形で明朝にとりこまれ、その階級性を消失していった。」(二十九頁)と結論附けている。誠に明快な解釋といえよう。本篇は李自成や羅汝才につぐ「中寇」の實態を明らかにしようとした所に意義がある。

第三節では、李自成が崇禎十七年三月、北京に大順政權を樹立する前段階で、湖北の襄陽に建設した「襄京」政權の問題が扱われる。著者は崇禎十六年一月に建設されたこの政權が、李自成本隊の發展の基盤になった河南・湖北に樹立されていること、またこの兩地域の相當部分を一定期間支配し、後の大順政權の土臺となった點から、李自成政權の活動や性格を知る有力な手掛りとなり得ると考へているわけである。

ところで李自成が陥落させた都市に自身の文武官を置き、地方支

配の組織化をはかる傾向が明白になるのは著者によれば、崇禎十五年以後のことであるが、十六年一月、襄陽に中央政府(「襄京」政權)が樹立されると、それに伴って占領した各府州縣に地方行政官と武官も並置されていた。この文武官の設置について言えは、

「襄京」中央政府では唐制を模倣した官制が敷かれ、地方官制としては、重要地に防禦使、府尹、州牧、縣令等の官が置かれていた。著者はこれらの文武官の設置、特に文官の設置については、科擧に擬した登用試験による選拔狀況や、この政權への任官勧誘の實態等について、地方志等から零細な記事を蒐集し、詳細に分析している。ここに附された二つの表も今後の研究に有用なものとなる。ところで李自成側が地方の士大夫に任官を勧誘するに當っては、當然さまざまな場合が豫想される。殊に人望のある地方の「名士」に對しては或る種の強制的勧誘が行われたようであるが、著者によれば、そうした場合にも「一定の基準が働いていたことがうかがえる」のである。即ち「地主階級といつても自己の利益導入に露骨でなく」、「郷村の治安・救済や階級矛盾の調和に熱心であり、かつまた「官」にあつては、いわゆる「清官」で、「特權層の不正を糾弾し、……各階層からの信頼の厚いもの」が對象とされたという。この指摘は史料が少いということもあつてやや抽象的な感を抱かせるが、李自成政權が士大夫層を如何に扱おうとしたかという問題を考える上で重要な問題提起といふことができよう。

こうした地方官(所謂「僞官」)の活動は明軍や明側に立つ地方防衛軍の攻撃から自己の政權を防衛し、政權の基盤を確立するといふ重要な役割を荷うものであつたが、史料の制約も大きく、この議論はやはり不十分の感を免れない。李自成政權の地方官の活動内容

をより具體的に明らかにすることは今後に残された重要な課題の一つとなるだろう。

ところで李自成の地方政權成立に對し、地方の郷紳・地主層や土豪層はどの様に對應しようとしたのであろうか。それを論じたのが本節の後半部分「襄京地方政權と堡寨」である。河南・湖北地方で堡寨の建設が盛行したすのは李自成・張獻忠等の諸隊が黃河を南へ渡河した崇禎六年以後のことであるが、こうした堡寨建設の目的を著者は次のように要約している。一、農民叛亂から家族、あるいは一定地域住民の生命・財産を守る。二、堡寨の武裝力が及ぶ地域での食糧の自給と農業生産の確保。三、都市支配者の避難場所であり、かつ都市奪還のための據點であった。四、機能を停止した縣にかわって行政を代行する場合もあった。そして各堡寨がこれらの目的のいくつかを併せ持つて活動していたのであった。またその性格、規模については、第一に名砦・大寨があり、これは二系統に分類できる。(イ)一人または複數の有力大郷紳によって建設された場合。(ロ)郷紳でない土豪が周邊の寨を吸収・合併して建築した場合。第二に山砦・民寨・土寨・塙壁等と稱され、生員や武生、中小地主や小農民、胥吏、鑛徒、狩獵民等の諸階層によって建築された場合。著者は以上のように堡寨を分類するとともに、その規模も第一の(イ)、(ロ)のように萬人を單位とするものから數千人、數百人單位のものまで様々であり、規模や建築數の相違は各州縣の經濟事情や階級關係によるものとしている。またこれら堡寨の政治・社會的立場は「立案者の階級的基盤により異なり、積極的に明朝と提攜して堡寨連合を形成していくもの、明朝にも農民軍にも積極的加擔をせず地方を保守するもの、あるいは農民軍に加わる小土寨等があった」

(と六十二頁)、堡寨の動向をまとめている。そしてこれら堡寨勢力の代表的な例として「河南における大土豪の堡寨」即ち李際遇、劉洪起、沈萬登により建設された三寨、及び湖北においては地方大郷紳により築造された孝感縣の大義營・忠義營の二大堡寨連合と、斬州・黃州地域の「斬黃四十八寨」の活動狀況が論じられている。これら兩地域の堡寨の場合、大郷紳により建設された湖北の堡寨は最初から反農民軍的活動を積極的に展開した。それに對し河南の三寨は獨立性が強く、結局は明朝側と結びついたものの、李自成側と手を握る姿勢を示したりもしている。著者によれば、こうした堡寨の性格の相違は「河南・湖北の階級配置の差違―地主制の發達―自作農の比重等―が考えられる。即ち「紳士連合の堡寨はその地主的支配をめざす階級性が明確」であるのに對し、河南三寨の場合には「在地に流民化せず殘存した中小地主や自作農等の直接生産者や鑛徒」が基盤になっていたからであるとする。この指摘は明末清初の堡寨の性格を考える上で興味ある問題提起と筆者は思うが、河南と湖北における地主制の發達の狀況や自作農の存在の仕方等が具體的でない(著者に具體的指摘はない)研究史の現状ではやはり議論の抽象性は残るであろう。

第二章では李自成・張獻忠等の大農民叛亂の基盤となつたと考えられる無數の地方的農民叛亂、即ち「土賊」「土寇」の性格の検討がなされる。この土賊といわれる存在は、宋代以降を考えても、史上の動亂期にあつて中國各地域に多様な形をとつて出現している。中でも明末清初期は土賊の活動が最も激しかった時期の一つと考えてよいだろう。彼等の活動が何等かの形で直接的・間接的に李自成・張獻忠等の叛亂に影響を與えたこと、また彼等の叛亂が獨自に

李自成等の叛亂と共通する目的なり、性格なりを持つていたことも豫想される。その意味で明末農民叛亂の一翼を擔つたと解される土賊の性格の検討は必須のことなのである。第一節で、著者はそうした土賊の典型として、崇禎十四年から十五年にかけて山東兗州府西部（兗西地帯）で蜂起した「李青山の亂」をとりあげている。

この亂の舞臺となつた兗西地帯は、著者によれば「水滸傳」で名高い梁山を中心とした大運河周邊の諸州縣で、漕運・驛傳・商業路とも大きな關係を持つ地域であつた。李青山はもと犬の屠殺人であつたが、多くの小農民・兵士・小營業者・漕運施設の従事者と同様、三年連続の天災に迫られ、先に蜂起していた叛亂に参加したのである。のち彼は運河沿いの交通の要路を押え、また漕糧運搬の運軍内の「紅賊」の一部も配下に加え、運河の重要な關門の幾つかも支配して、兗西地帯に大きな勢力を張つたのである。明朝側は彼の勢力を利用して他の叛亂勢力を攻撃させようとし、彼も明側に投降（著者は僞降としている）して半ば公認される形で勢力を確保した。しかし彼はその後再度叛亂し、最後に宦官劉元斌・總兵劉澤清・河道總督張國維等により捕えられ殺されたのである。

ところで著者は李青山の亂の分析を通じて、この叛亂を華北畑作地帯の叛亂と位置付け幾つかの重要な問題を指摘している。筆者にとって特に興味深く重要と思われた點の一つは流賊と土賊の性格の相違に關する部分である。著者によれば「流賊集團は、特定地域の生産關係から離脱・流民化した小農層や兵士・驛卒等から構成されており、その活動地域はきわめて廣大」である。これに對し「土賊はいまだ當該地域の生産諸關係から離脱せず、もしくは半ば遊離しながらも完全に流民化しない直接生産者を多く含んでおり、また、

大土賊になると具體的な當該地における生産諸條件の部分的な掌握」（九十五—九十六頁）も可能な力を持つていたとし、土賊の在地性を強調するとともに、彼等による「當該地での複雑な階級矛盾を反映した闘い」を評價している。

ところで李青山の亂において、この在地性が最も明白に看取されるのは「賊麥」地帯の出現である。著者によれば、賊麥地帯というのは李青山の支配地域内で、糧食確保のために、賊（叛亂側）が小麥を刈り盡してしまふのでなく、折半することを條件に現在の土地所有者の收麥を認めた地域なのである。さらにまた「麥の播種から育成まで、李青山に従つた小農民層あるいは同地域で李青山等の條件を受け入れた小農民層（一部の中小地主層も含む）によって行われ、明朝治下の土地所有者が無條件で耕種・育成・收穫のできない地域」（百五頁）であるとも説明されている。このことは、この地域の多くの經營不安定な自作農層が、王朝と地主層による收奪や、明軍による掠奪により、彼等の收穫が實質的に減少ないし零になるよりは、たとえ二分の一方で收穫が確實に保證されることを望んだことを意味している。李青山等の支配地域では、一時的とはいへ、建物・畑地等の生産手段が確保されており、こうしたことは、「李青山と農村との結びつきの深さ」を示しているであろう。これらの點を明らかにした結果、著者は李青山等による「賊麥・賊田（史料中にこの語の現れることも本文中に指摘されている）地域の出現は、華北における明朝支配體制の基礎である封建的土地所有關係をめぐつての正面からの對決であり、これは華北における階級闘争の一つの發展した形態」（百六頁）であると評價しているのである。李青山はこうして農村部に支配力を確立したが、それだけでなく、この

叛亂には鄉村の市集開催地や前述のように運河の間を掌握し、運軍中の「紅賊」の一部を配下に加える等、また叛亂の指導部には諸生等「一部の下級紳士層」を積極的に迎えようとしている點等、「明末の社會經濟的發展を反映」している面が多く看取できる。

本節で著者は明末の地方的農民叛亂が持つ性格の重要な側面の幾つかを明らかにしているが、中でも土賊の在地性をこれ程具體的に明らかにした研究は從來存在しなかったと思う。土賊研究の一つの方向を示す重要な勞作と評價してよいであらう。

第二節は光山縣（河南）、麻城縣（湖北）における奴變を扱ったものである。李自成・張獻忠等の亂における奴變の位置付けは、土賊のそれと並んで重要な問題であらう。この二地域における奴變は傅衣凌氏によって紹介されて以來早に有名であり、わが國でもこの奴變に論及された研究は多い。著者はそれら從來の研究を基礎に、明末農民叛亂との關連でこの二地域の奴變の持つ意味を考察している。光山・麻城兩縣における奴僕を中心は有力郷紳に隸屬するいわゆる世僕・僮僕で、奴僕所有者（郷紳地主層）との間に「主僕の間」が存在する隸屬身分に屬していた。明末農民叛亂が擴大する過程で、それと直接關係を持ったり、また間接的影響の下で、彼等は同じ奴僕身分に屬するもの（投獻の僕・強占の僕・雇工の僕・佃田の僕）や「無賴」・「遊民」等も加えて、奴僕身分解放の叛亂を起こしたのである。著者は上記兩地域における奴僕の存在形態の特質や、奴變の特徴、郷紳層の對應方法等を詳論するとともに、新しい權力者である清朝が主僕關係を如何様に再規定しようとしたかを検討している。その結果、著者はこの時期の奴變を次のように意義附ける、「光山・麻城等の奴變は、清朝が封建制の再編成・再確立に

當り、地主階級の直接生産者たる雇工・佃戸の内、奴僕身分を有する部分を解放し、より封建的小農民として自立化させ、他方では奴僕身分の再規定と奴僕解放の事例を詳細に規定せざるを得なくした鬪争の一例」（百四十七頁）であると。明末清初期における奴變の持つ意義を考えるに當って、個別の特定地域の奴變の詳細な検討の必要性を示した所に本論の意味があらう。

次いで第三章の紹介に移る。この章は表題の通り明末期の王府の諸問題を検討したものである。我が國ではどうしたわけか王府に關する研究は多くなく、清水泰次氏の研究の後では布目潮風氏の「明朝の諸王政策とその影響」（『隋唐史研究』附篇第二、東洋史研究會、一九六八）が最も基本的、包括的な研究とされてきたといつてよいであらう。ただ布目氏の研究も王府の内部構造にまで觸れた面は少かつたといえよう。本書のこの章に收められている論考は、その意味では從來の研究の段階を大きく進め、王府の内部構造そのものの一角を鋭く切開して見せたものになっていると筆者には思える。では第一節から内容の紹介を始める。

明代の王府といった場合、誰もが先ず頭に浮かべるのは、皇族という特權を利用した大土地所有 \parallel 王府莊田の存在ではなからうか。著者は第一節においてその莊田の問題を取り上げてゐる。ここでは特に萬曆年間、河南衛輝府に就藩し、清初順治一年まで存続した潞王府の莊田が検討の對象とされている。著者によれば明末に就藩した王府は、その短期間における膨大な土地集積に際立った特徴があるという。潞王府は眞にそうした王府の一つなのだが、それを可能にした原因は何であつたらうか。著者はこうした問題を設定しつつ、河南に就藩した潞王府が舊景王府莊田を繼承しそれを基礎に、

湖北地方で急速に厩大な莊田を集積した過程を詳細に追求している。その結果以下のよう注目すべき事實が明らかになった。潞王府莊田の基礎となった景王府莊田は、王の奏討によって湖廣地方の厩大な「閨田」（明中期以降急速に開發の進んだ未登録の湖田・洲地等）を集中したものであったが、その重要部分は大主層により投獻された民田であった。潞王府が景王府莊田を引き繼ぐに當り、それを原額の莊田に止めようとする官僚側の抵抗もあったが、潞王は萬曆帝を動かす、景府遺産の名目で大量の民田地を賜與されたのである。その際王府内官（宦官）の策謀や、地主の投獻が加わって潞府莊田は急速に厩大なものとなっていた。

莊田の集積過程のみならず、潞府がその莊田から徴収した租課の性格や徴収方法にも重大な問題があった。王府莊田は本來明朝の官田の一種で、土地所有権は國家に直屬しており、地代についても官糧則例にもとづく徴稅率が定められていた。しかしこうした體制は明中期以降崩壊しつつあり、王府の租は民間の大土地所有に基づく私租と殆んど變りないものになりつつあった。潞府の場合、明朝は大量の民田地（國家の稅糧地）を潞莊として與えたが、その王租は「潞府養贍租課」という名目であった。従って本來ならば潞租は、明朝の徵稅機關を通じて徴收し、規定稅額を與えられるべきものであった。しかしこうした規定は大抵皇帝自身によって無視され、王府自身による自行徴收が認められたのである。莊田の租率は民田より高率（官田則例によるため）である上、王府独自の徴租收奪體系に基づいて、即ち王府の内官・校尉が家人・家僕を指揮して徴租が實行されたので、その際の額外徴收（附加租や二重取り）や私的刑罰が佃戸を苦しめることになった。こうして王租は私租としての性

格を強めていったのである。元來國家の「良民」であった里甲民も、この過程で王府の私的隸屬民としての佃戸に轉落せしめられていった。

こうした状況下で潞莊の佃民と周邊の農民との間に土地所有権をめぐる紛争が激化していった。潞莊の佃民が莊田境界の民田地を獲得して實質上自身の減租を狙ったからである。佃民と一般百姓との對立激化、佃民の抗納による潞租の滯納の増加、王府要員の割地の要求等々が重なり、例えば黃陂縣では潞租の一部を、潞莊外の農民に協濟の名目で加派することが實行される事態にさえなった。紙幅の都合で詳述できないが、さらにまた先述した「潞府養贍租課」銀を潞府に與えた結果生じた明朝歲額中の缺額分は、潞府の支配地域ではない湖廣各地州縣に轉料派されていった。そして著者の強調している點であるが、こうした潞租の一部を轉料派するという措置は、當該縣の官僚がその地方の郷紳層の合意と共同行動とを得て始めて實現されたことなのであった。以上の要約からも窺えるように「一王府たる潞王府の財源確保は、廣範な直接生産者への收奪を伴い、同時に明朝支配と直接生産者との矛盾が深められていく一要因となった。また支配階級である紳士層とも様々な葛藤を生じた」（百八十四―一五頁）のであって、明末農民叛亂の發展過程で、王府が打倒されるべき支配層の中心的存在の一つと認識されることになっていったのである。

本節は明末王府の大土地所有に拘わる問題を潞王府にしばって追求したものであるが、王府というものが、その支配下の農民のみならず、本來支配を受ける筈のない地域の廣範圍な農民にとっても如何に矛盾する存在であったかが、大土地所有の面から見事に解明さ

れている。

次いで第二節に移る。本節は従来より殆んど研究がなかった王府内部の諸機關で使用された徭役が取り上げられる。特に王府内で重要な役割を擔ったと考えられる校尉がその中心である。著者によると王府校尉というのは「王府の諸機構上からいうと儀衛司に屬し、その儀衛司は王府を統轄する長史司に屬した」、「その性質は儀衛司に派遣される人間關係から、錦衣衛が直接的影響力を有していた」ということになる。即ち王府儀衛司の職務は「侍衛・儀仗を掌どる」ことにあるが、「錦衣衛校尉ほどではないにしても」諸王の權威を笠に著て、王府校尉も様々な矛盾を惹起する存在であった。この校尉は各地衛所の軍戸から充當される軍校と、雜役として一般民戸に科派される民校の二種が存在するが、著者は特に民校を中心にその性格を追求している。著者は先ず親王・郡王・將軍等各王府の民校數とその性格を明らかにし、その實體にメスを加えた。著者によれば成化・弘治年間、民校は次のような存在であった。「民校は本來的には明朝の規定する力役中の雜役で、その役割は諸王の導引・出入などの儀從的」（二百四頁）なものであった。しかし王府による私的な納銀強制により非常な重役となっていた。この役を負擔させられた丁は様々な名目の科派を受け、しかも就役年限は長期にわたった（明朝の規定では、雜役は一年交替）。民校が重役となった原因を、著者は「力役としての特種労働よりも、王府による銀納形態での收奪と丁（戸）支配にあった」と説明している。その結果、民校に割當てられた農民の「傾家蕩産」が相繼いだため、明朝としても改革を實施せざるを得なくなった。嘉靖年間に入って、王府と地方官との對立を伴いながらも、民校は布政司の管

理の下、銀納化され均徭法の銀差内に編入されていった。王府は規定人數分の銀額を布政司から受け取り、必要な勞働力を雇い入れる體制（雇人代役制）が確立して來るのである。こうして民校のもつ基本的問題はようやく解決に向ったのである。王府の民校については、その存在だけは筆者もかつて指摘したことがあったが、勞役としての内容やその性格については全く不問にしたままであった。この節で述べられた王府民校の實態は全く新しい貴重な知見ということができる。

第三節は嘉靖年間起こった魯王府の内紛の分析を通じてその實態を解明しようとしたものである。王府内部の状況がより具體的に述べられていて興味深い。魯王府は太祖の第十子檀が洪武十八年、兗州府に就藩してより、清の順治十一年、南明政權の一つ魯監國が滅亡するまで約二百八十年存続した。この間、魯王一族は親王・郡王・將軍より庶宗に及ぶまでその分枝は相當な數に登ったが、その宗室間に深刻な内紛が生じた。即ち嘉靖十年代に入って親王である魯王觀煥と、これに對立する郡王の館陶王當愼・鎮國將軍觀燾等との間に王府の權威や財産をめぐる紛争が発生し、これに郡王間の對立も加って内紛は收拾不能となった。そのため明朝自身が介入せざるを得なくなり、皇帝が直接裁斷を下すことになったのである。この事件の取調べ報告や處罰の原案の一切を収録したのが『魯府招』で、著者はこれを中心史料にして魯王府内紛の實體を明らかにしようとしたわけである。先ず内紛の原因であるが、魯府諸郡王は多く世孫（魯王）と睦まず、ということから相互に相手の無法・腐敗等の状況を曝露し合うことが始まった。著者はこうした對立の根底に「在地における王府が寄生的で、強大な收奪組織」になってゆ

く事態があつたことを指摘している。そしてこうした過程を推し進める中心になつたのが魯王府特權集團であつた。この特權集團は王府の典膳・引禮告人・儀衛正・典儀正・護衛指揮等、「王府特殊權力機關」である儀衛司・兗州護衛・典儀所等の掌握者によって構成されていた。そしてこの特權集團の忠實な暴力組織として「兗州護衛・儀衛司内に形成された校尉・軍餘等の集團や、異常に増加しつつあつた擬制的な家父長的支配下の家人や伴當があつた」(二百二十七頁)のである。彼等によって土地・動産の掠奪、私刑、拷問、荒淫、殺害等々あらゆる悪事が惹き起こされ、地方官も介入不能の事態であつた。著者はこの魯王特權集團による郡王以下の諸宗人の莊園奪取の状況、兗州護衛内部の武官、即ち指揮・千戸・百戸等や、儀衛司の儀衛正等が特權集團を形成していつた過程、彼等によって王府の機構が如何に私物化されてきたか、また彼等の下で、軍餘や校尉・家人・伴當が如何なる状況に置かれていたのか等々、數々の興味ある事實を明らかにしている。魯王特權集團が明朝支配と對立し、その介入を招かざるを得なかつたというだけでなく、地方人民にとって如何に敵對的な存在であつたかが具體的事實によって示されているのである。以上三節に互る王府の諸側面の研究によって、王府内部の機構とその實態を本格的に解明し得る切口が大きく開かれたといふことができよう。従來は、王府が政治的、社會經濟的に非常に問題になる存在であることは屢々述べられ、明末農民叛亂によって打倒せらるべき中心の目標の一つとされたことも指摘されて來た。しかし王府の内部機構にまで立入って、その實態を明らかにし、王府の存在そのものが如何に皇帝權力に寄生するものになつていたかを具體的に示した研究は未だなかつたと思う。本章では

他にも觸れるべき重要な論點は多いが、紙幅の都合で割愛せざるを得なかつた。筆者は本書の中で、この第三章が、明らかにされている事實はもとより、その論證の方法においても最も緻密で、説得力も強いと感じた次第である。

以上本書三章の内容を極く大雑把ながら紹介し、各節において若干の批評めいたことも述べて來た。そこで最後に著書全體に互る感想を述べさせていたきたい。本書は『明末農民叛亂の研究』と題されているが、著者自らも斷つていように表題の問題について體系的・全面的に考察したものは筆者もいへないと思う。それは我が國における明末農民叛亂に關する研究がなおまだそれを可能にする程の蓄積がないということにもよるのであらう。それは附篇として收載された「明末農民叛亂に關する研究動向」の日本篇と中國篇を一瞥すれば瞭然である。この第二節「中國における研究動向」も非常な力作で、一九五〇年代より最近までの中國の主要な研究成果をほぼ十全に紹介している。各時期における學界の中心的論争點とその時期の成果、殘された問題點などが的確に整理されていて、中國の研究史を知る上での基本文獻になり得ると思う。また本書との關連というならば各論の閒を繋ぎ、その關係を示唆する解説の役割も果しているといえよう。ただそれにも拘わらず敢えて注文をつけるとすれば、本書全篇がさ程體系的な構成になつていないということなので、各論の位置附けを一般研究者により理解し易くするためにも「序章」なり「概観」の様な形で明末農民叛亂の、著者自身による全體像が描かれていて欲しかったということである。それにもう一つ、本書全體を通じていえることだが、著者は明末農民叛亂の全過程を直接生産者農民の立場を基軸にして考察しようとする努力して

いることである。これは研究者の一つの基本的立場として十分首肯できることと筆者は理解するが、そうだとするならば、これも上記のことと関連するが、華北農村社会における中小農民の置かれた状況——著書中、部分的に論及されている箇所は多いが——について、矢張り何らかのまとまった解説があるべきではなかったかと思う。最後に些細なことを少々。引用されている漢文史料の句讀について、例えば百四十一頁、光緒『麻城縣志』の文は「……公上書大憲、使家人可汰在市棍、不在田夫、衆罪當徵在勢家、不在小戸云云、主僕之分頼以正、至今稱焉。」と讀むべきではなからうか。著者は「田夫の衆」と讀んでいるが。こうした史料の讀み方に二、三筆者の贊成し兼ねる箇所がある（百一頁、百八十一頁等）ので再検討願いたい。以上一、二望蜀の言めいたことを述べたが、本著がわが國の明末農民叛亂研究上の重要な礎石となるべき成果であることは確言してよいであろう。著者は冒頭でも觸れたように夜間高校の教員という多忙な本務の旁ら研究を續けてこられた。各論考の完成には筆舌に盡し難い困難があったことと想像する。そうした點も含めて、筆者が本著の主意を正しく理解せず、至めて批評した點があれば海容を乞いたい。最後に著者の更なる論點の展開を期待して筆を擱く。

註

- (1) 拙稿「明末農民叛亂試論」(『大阪大學教養部研究集録』二八、一九八一)

一九八五年五月 東京 研文出版
A5版 三二三頁 六五〇〇圓